

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会 (第7回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時		令和4年8月27日(土) 午後2時～午後5時15分		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		けやき会館2階 職員研修所		
出席者	委員	9人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	4人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他2名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	13人 (ほか報道機関7人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について  2 その他		

## 審 議 経 過

### 1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(工藤委員) 参議院選挙が終わった。参議院選挙最中にもヘイトスピーチ団体の候補者が立候補して県内外で多くのヘイトスピーチを繰り返して多くの批判を浴びているところである。川崎市では、子ども達に対してもヘイトスピーチを行い、脅しをかけるということが報告されているのでかなり深刻な状況だったと思う。参議院選挙が終わってからも、また執ようにヘイトスピーチが繰り返されている。特に市役所前、それから街頭である。それも従来の主張の上塗りで外国籍委員が審議会に参加していることへのたらめな主張である。そのことが執ように毎週繰り返されている。その後、これは後ほど市の方にも伺いたい、外国籍委員が審議会に入っていることは違憲であり、外国籍委員の報酬は返還せよとの内容で住民監査請求を行っているということも報道で紹介されている。住民監査請求については、訴えた、訴えられた双方共に事情聴取されたようで、市は8月22日に陳述したという報道もあった。その内容も外国籍委員がいるのは憲法違反だということなのであり、市の方は外国籍委員がいることについて公権力の行使ではないということで対応しているようだが、私はもっと外国人というマイノリティを審議会に加えるなら当然だと積極的に述べてほしかった。市も事務的な形式論で反論し、一定の対応をしたのだろうと評価はしている。今後、住民監査請求の結論が出たら、住民訴訟の方に発展しかねないような状況になっている。市にしっかりとした対応を今後もお願いしたいと思う。後ほど、市から住民監査請求の件について、報告があればお願いしたい。審議会の関係だが、これは少し古いが8月11日の新聞である。8月10日にこの団体が発言したと思うが、この条例の審議会委員の中に略奪行為をして、街を火の海にする国際テロ集団の関連団体から選ばれた委員がいると言っているという報道があった。多分この審議会の委員の中にそういうことを疑われるような人がいるということを言っているのだが、これは全くのひどいデマである。他の委員もこういうことをデマ宣伝されている。それから、住民監査請求の中では審議会自体が外国籍委員を入れている、これは違憲であると言われているようなので、これは全くのデマ宣伝、でたらめである。そういう事実があるということを経験していただきたい。在日外国人に参政権があるというでたらめなことも言っているし、言動もかなりエスカレートし、ひどさもどんどん増していると思っている。これを放置しておくと、行動がエスカレートしていく。私はヘイトクライムに発展するのが大変心配である。それと、これらに影響される人たちが出てくるような気もする。いろいろこの間に事件もあったが、いろいろな放火事件、ウトロの放火事件もあったが、全く知らない方がこういう発言に影響されてそういう行動に出てしまうということもあるので、こういうことはなくしていかなければいけないと思っている。これは私の意見だが、やはりこの集団、このグループに対しては人権教育や人権啓発、行政指導等では、到底対応できないと思っているので、しっかりとした条例の中に罰則を設けて、そこで規制するしかないということを経験して発言させていただいた。市に伺いたいことの二つ目は、5月24日の新聞、23日に市長会見があって、その中で市長は今後も活動がある場合は、担当課職員が現地に赴き、出向き、どんな発言をしているか聞きたいということを発言している。そういう事実確認をしたいということを示している。今、展開されているヘイトスピーチ等に対して、誰かが現地に赴いて、きちっと事実確認をしているのかどうか、お聞きしたい。

(事務局) 住民監査請求については、委員の構成に関して話があった。二つ目の事実確認については、市役所前など、それを把握したときにどのようなことを発言しているのかというのは確認しているという状況である。

(工藤委員) ヘイトスピーチ団体から外国籍委員がいることが違憲であるという請求を受けているとの内容が新聞報道でされている。そういうことで理解してよろしいか。

(事務局) 住民監査請求の最終的な結果が出ていないので、そこの中身まで現在触れることは遠慮させていただく。

(工藤委員) 事態を見守るのででき然とした対応をお願いしたい。

(1) 答申(案)について(8及び12)

(矢嶋会長) 最初に8ページの「8 相談・支援体制の充実及び救済について」と24ページ「12 第三者機関の設置について」である。これらの項目については前回の審議会からの継続となる。前回の審議会において、事務局から説明を受けて、皆様からも既に意見をいただいているが、前回の審議会でおっしゃっていただいた他に意見がある方はお願いしたい。

(金子委員) 12の第三者機関について、前回と同じことになってしまうが、確認の意味で。

(仮称)相模原市人権委員会という名称が望ましいのではないかという議論になったと思うが、その点は書かれるということでもよろしいか。答申の中にもそのような名称の第三者機関を作るということで意見が一致したということでもよろしいか。

(事務局) そのように認識している。

(金子委員) それで、これも前回の議論をどこまで私が追えているか自信がないが、24ページに人権行政のチェック機能、審査機能、救済機能がA、B、Cと分かれているが、この割り振りについては、どうするとなっていたのだろうか。何か議論は集約されていたのか。

(矢嶋会長) 事務局、前回から日数もたっているので、少しこの点について概略を説明いただいてもよろしいか。

(事務局) 資料の24ページの(2)にアとイがあるが、これに関して意見があったが、集約がされるという状況までには至っていないと認識している。

(金子委員) それでは、その点について、私としては一つの機関に集約するという形の方がすっきりすると思うが、人権施策推進指針や人権施策の状況のチェック機関として人権施策審議会は残してもよいのではないかと思う。個人情報や情報公開についても審査会と審議会を分けて作っているのだから、どちらかと言えば、新しく作る第三者機関は審査会的な役割を担う面が多いと思うから、その審査会に対するチェック機関、あるいは人権行政全般のチェックや若しくは諮問機関として、人権施策審議会はそのまま残すという形が一番理想的ではないかと考える。

(工藤委員) 私もその意見に賛成である。審議会と第三者機関、役割は少し違ってくると思っている。今の意見には賛同する。それと、相談・支援体制の充実及び救済について、前回どこまで議論してどこに修正があったのかまだ定かではないが、意見だけ申し述べたいと思う。(1)のところ、市は相談・支援体制の充実に取り組むこととあるが、このアとイについては人権侵害だけではなく、一般の相談も含んでいるような幅広い相談事業という

ことで理解せざるを得ない。したがって、(3)のところ、ここに第三者機関が入ってくるので、ここでは人権条例に関わる第三者機関だから人権侵害事案、差別等についてはきちっとこの第三者機関で取り扱うということを明確にした方がよろしいのではないかと思う。ここは補強した方がよい。(3)について、今メモを書いただけなので乱暴だから後ほど整理していただきたい。「(3)既存の相談機関で解決が困難な人権侵害事案への対応については、被害者の申出(第三者による申出、職権を含む。)、市長からの諮問等がある場合に第三者機関が被害者の支援と救済、加害者への対応などの対応策を提示又は勧告する」ということを明確にしておいて、次の第三者機関につなげていったらどうかと思う。それから(2)のところ、教育・啓発のところとかぶってくる場合もある。(2)に人権に対応する職員に対する当該相談に対応するために必要な知識を修得するための研修等を義務付ける、ということをやったらどうか。前の教育啓発のところは一般的な職員の研修にとどめているので、この人権を担当するセクションは、人権教育を義務付けるということは大事なことだと思うので、一応二つ提案したい。

(事務局) 金子委員からの話であるが、24ページの(2)アの中で①それらを整理した上で二つの機関を併設という意見ということか、確認ができればと思った。

(矢嶋会長) ということは、この「②一つの第三者機関へ統合」以降は削除ということによろしいか。どちらかということではなくて我々としては併設するということだ。

(片岡委員) 金子委員から人権施策審議会を残しながら、第三者機関においてはこれを人権委員会と私は記憶している。人権施策審議会を残しつつ、第三者機関は人権委員会のことを指しているのか。

(金子委員) 私としてはそういうイメージである。

(片岡委員) 承知した。

(金子委員) 事務局からの意見について、24ページの(2)アの①という流れとおっしゃったが、イの流れもあると思った。Aの機能を人権施策審議会が担い、BCの機能を第三者機関が担う、そういう住み分けか。先ほど、事務局からアの①という話があったのは、どういう意図か説明いただきたい。

(事務局) アの①という考え方かイか、どちらかということを確認したかった。いかがか。

(金子委員) 私はイの方と思った。その辺は他の委員の意見もあると思うので、別にイに拘泥するものではない。

(矢嶋会長) 金子委員の提案は、人権施策審議会はAの機能を担うが、第三者機関はAを除いてB及びCの機能を担う。また、先ほど事務局からの提案は、ABCいずれも第三者機関が担って、そのうち、Aの機能については人権施策審議会も担う。つまり新たに設置される第三者機関がABC全てを担うのか、それともBCに限定するのか、ということかと思う。この点に関して、皆様の意見はいかがか。

(事務局) この(2)については以前の審議会の結果を反映させていただいたものと認識している。金子委員のおっしゃるところを踏まえると、アの①若しくはイという形になるかという気はしているが、金子委員は、このうちのイではないかということだと思う。Aのチェックの役割の方が多種多様に及んでおり、どこまで及ぶかという整理がどこまでついているか正直分からない状況であるが、今の議論からすると、アの②の部分はもうないという気はしているので、アの①か、イの両方の併記でいかがか。

(金子委員) 併記でもよいと思うが、(仮称)人権委員会は確か前回の議論では5人くらいの委員で法律の専門家が入るといような形である。それに対して、人権施策審議会は、現在9名の委員で当事者メンバーが比較的多い。そのような性格の違いを考えると、当事者と学識経験者を中心とする比較的人数の多い審議会の方にチェック機能を持たせておく方が多種多様な意見に基づいて多角的なチェック機能が果たせると考えた。(2)のイの在り方について、チェック機能の方は中心的に審議会が担い、実施機関として、第三者委員会、人権委員会ができるという形がよいと考えた。そのため、併記でもよいし、委員間の意見がまとまるのであれば、どちらかに集約してもよいと思う。

(岩永委員) 金子委員の意見に賛成である。現在、男女共同参画ではイのようなことを実際やっているのだから、それに合ったようなやり方、審議会は施策のチェックで、審査、救済。救済までやるとなると現場の相談員がやっているが、男女共同参画に倣ったようなやり方でよいのではないかと思う。

(工藤委員) 私も基本的には金子委員に賛成である。ただ、救済に当たっているとどうしても行政との壁に突き当たる。行政の条例改正やいろいろな政策作りとかにおいて、救済に当たっているセクションについて、人権行政をきちっと改善、向上させるためには一定の政策提言が行われる可能性がある。そんなことを含んでおきながら機械的に分けるのではなく、柔軟に考えて、ある面では、人権委員会の方からも政策提言ができ得るということについてはどこかに含んでおいていただければと思う。

(金子委員) それに関しては、人権委員会の方に行政に対する意見表明権を確保しておけばよいと思う。もちろんそれは個別の事案に即してということだが、何か事案を処理していく中で行政に対してこういうことが要望されるというような場合には意見表明権を持たせておくというのが一つの手であると思う。もう一つは人権施策審議会のメンバーに必ず人権委員会の委員長を加えとか明記しておいて両者が人的にごく一部被るような形である。実施機関である人権委員会の意見が人権施策審議会の方にも反映させるような構成上の仕組みを作っておくというのも手であると思う。

(事務局) 先ほど、男女共同参画の話をいただいたが、男女共同参画では救済については男女共同参画専門員という方に担っていただいている。審議の部分は附属機関で審議会があるが、もう一つについては、専門員という方で構成をして運営をしている。そのような状況である。あともう一点、先ほど工藤委員から職員の研修の話をいただいたが、この資料の9ページ(4)に人権に関する相談に対応する職員の研修等を記載している。いただいた意見を考慮しながら検討したいと思う。

(金委員) これだけ審議会に入っただけの問題について話をしても、この文章を読んで理解するのにすごく時間がかかったりするのだから、これを全て書いて答申にするのか。8ページの8と24ページの12は同じようなところか近いところに持ってくると前回話をしたが、それでよいか。これから正式名称となる人権委員会の第三者機関を設置することを(1)だけを表記して幅広くして、審議会を残すとどこかで併記しておけば、先ほど金子委員がおっしゃっていた委員を一人か二人重複させれば意思疎通はできるのかと思った。それに8ページ8の(1)、(2)、(3)であるが、順番を(2)、(3)、(1)とか、人権の相談とか第三者委員会というのがこの人権条例の答申(案)だからそれが先に来て既存の相談機関との連携という面で(1)のイを羅列した方がよいのかと聞

きながら思った。

(矢嶋会長) 今、金委員から意見の出た8と12は近いところに持ってくるということは前回一致を見たと思う。24ページの(2)について、金委員は少し今までと違う意見だったと思うが、まだ発言いただいていない委員の方、いかがか。

(竹村委員) 私も金子委員の意見に賛成である。人権施策審議会を残すべきで、ずっと見直して、行政についてチェックしていくことが大事であると思う。これ自体も存続価値はあると思う。審査というのは非常にシビアな対応であるので、その部分は第三者機関が担うべきと感じている。

(矢嶋会長) やはり人権施策審議会と人権委員会のそれぞれの機能は明記した方がよいのではないかというのが、割と多い意見かと思うが、そのような整理の仕方大丈夫か。反対意見はないか。それでは、基本的には金子委員の提案のように、委員会に意見表明権を持たせること、人権委員会の委員長を人権施策審議会の構成メンバーとして入れるということをつけ加えた上で(2)のイということでもとめるということよろしいか。

(辻委員) 今の金子委員の提案に賛同するが、前回の審議会で既に私たちが同意に至ったと思うが、Aの人権行政のチェックの人権施策の状況のチェックについては、第三者機関が調査権限を有して被害者の申立てないしは職権で調査を開始するというようなことを明記することで私たちは同意に至ったと思うが、金子委員の整理だとどこに入るか明らかにしておいた方がよいと思う。あと報告書を毎年定期的にホームページで発表すると、その辺りもここに書いておいた方がよいと思う。

(金子委員) 個別事案や個別的な人権侵害状況に関しては第三者機関、人権委員会が申出若しくは職権で調査を行うと。今、このような人権侵害が実際に相模原市で起こっているというようなことは調査の上で必要な措置を取っていけるということだと思うので、その点は第三者機関の権能として、明記しておくべきというのは前回合意に至ったところかと私も思っている。審議会はそのような人権委員会の活動を含めたこの市が行っている全体的なチェックを行うという住み分けになるのかと私は理解している。だから個別性の問題であろうか。一般的な調査か個別的な調査かで調査権限が分かれてくると思う。

(矢嶋会長) 報告に関しては、前回も話したと思うが、今あるものの位置を変えた方がよいという提案だろうか。

(辻委員) 定期的に人権施策、例えば、市民の意識とか、こういった事例があったとか、今、金子委員がおっしゃった個別の事案と一般的な事案を確か審議会の議論では、毎年した方がよいとか2年ごとに行った方がよいとかそのようなことが議論されてコンセンサスに至ったと思うので、どの機関が担うにせよ、ここで明記しておくことが必要かと。

(金委員) 金子委員に伺いたいですが、今、人権施策の状況のチェックを一般的にするのか個別的にするのかで審議会か人権委員会かで分かれる、一般的と個別的で分ける必要はあるのか。

(金子委員) 個別の事案の場合には加害者、被害者が比較的明確に見えてきて、法律上の争点等が明確になっているから法律家を中心とする人権委員会が行った方がよいであろうということである。つまり、特定の状況なり特定の行為が人権侵害に当たるのかどうかという判断、裁判所のような判断を行うというのが、人権委員会が行う調査である。それに対して、審議会の方は相模原市全体的な人権状況であるとか、人権行政の全般的な運用につい

て、ちゃんと機能しているかどうかシステムチェックのような役割を人権施策審議会の方が担う。ここはその法律判断というよりはどちらかと言えば、状況判断であったり、場合によっては、政治的な判断が関わってくるので、より多くの市民からなる若しくは当事者からなる人権施策審議会に任せた方がよいのではないかということである。

(金委員) 承知した。もし相談者がいたときに、窓口で相談を受けた人がどのように区別してどこに送るとか、そういう想定はあるのか。

(金子委員) 相談は当然のことながら実施機関である人権委員会に行く。審議会は今の我々がやっているようなことを続ける。我々は今、相談に応じない。それと同じことである。個別的事案の処理というのは実施機関である人権委員会が担うことになる。

(金委員) この条例は私みたいな一般市民から見て、こういう条例ができたから、私、ここに相談に行こうというときには委員会に行けるような文面がどこかにあった方がよいのかと。

(金子委員) それは、前回話したとおり、総合相談窓口を設けるということになっていて、総合相談窓口が各種の相談窓口のハブになって、人権委員会がふさわしいものは人権委員会に送るし、他の、教育委員会がふさわしければ教育委員会に送るし、福祉部門がふさわしければ福祉部門に送るといような形の振り分けをしていく。そのような総合相談窓口を設けるということになっていたかと思う。

(辻委員) これも前の審議会でコンセンサスに至ったかと思うのだが、市長が何かしら声明を出すという場合に、この議論の中だと第三者機関が市長に対して提言をするということは、ここに記載しなくてもよいのか。あともう一点は、調査権限を行使するという場合に、これも別の委員から話があったのだが、人権委員会の調査員の人員が極めて限られているというような話もあったが、その辺りの議論はしなくてもよいのか。

(矢嶋会長) 辻委員から二点話があったが、一点目、市長への提言についてはいかがか。書き込むということに関して。

(辻委員) いや、書き込むということに関してはコンセンサスに至っているのだが、8のところに入れるのかどうかということである。

(事務局) 今、声明についての話だと思うが、資料の14、15ページで声明について取り上げている。こちらについては、「10 不当な差別的言動について」のくりであるので、次の検討の項目となると思う。

(辻委員) 第三者機関の権限として明記する必要はいかがか。市長としては、悩むときに第三者機関から一定のメッセージがあれば市長としても行動を起こしやすいと思った。ここに入れた方がよいと思ったが、事務局がおっしゃったとおりの選択肢もあるのかと思う。

(金子委員) 今の辻委員の話に関連して言うのであれば、私は12の第三者機関の設置のところに、今までずっと我々がいろんなところで話してきて、これからも話していくであろう、その人権委員会の権能についてはやはりまとめて羅列すべきと考える。つまり、組織と権能をしっかりとここに明記しておく。こういう組織の委員会がこういう権能を行使していく。一つ一つの権能については、それぞれの関連するところで細かい手続を書いておくが、まずはメニューをここに示しておく。おそらく辻委員もそのような意図で、こういう権能を持っているということを提案していると思う。私はその点については全く賛成である。市長が何か意見表明をするときに一定の提言ができる、というようなことも書いて

おくべきであると思う。

(辻委員) 今の意見に賛同する。

(工藤委員) 8ページの(1)イの支援の例について、前回、私は言ったと思うが、確認したい。ここに裁判支援を支援の例として挙げておいた方がよい。それと、ここに第三者機関という名称になっているが、人権委員会ということでまとまるならば、第三者機関ではなく、人権委員会として名前も位置付けた方がよいのではないかと思う。それから、24ページのところで第三者機関の内容について、これでは全く不十分だと思っている。今、金子委員が言ったようにもう少し具体的に書く必要があるだろうと思う。一つは名称を書くということ。相模原市人権委員会と。それと、目的をはっきりとさせておくと。人権侵害の被害者の救済を図ること、差別の撤廃に向けた取組を行うこと、そういうことを目的とすると思う。それから役割をきちんとさせるとした方がよい。私の考えたところによると、人権委員会は、被害者への相談・支援、救済を行う。市長からの諮問や要請に応じて差別の実情や差別撤廃に向けて調査を行う。市長からの諮問だけではなく、被害者からの申出(第三者からの申出も含む)に応じて、人権侵害や差別の実情や撤廃に向けた調査をここで行っていく。それからいろいろな人権侵害事案や被害者の認定、人権団体の認定と、認定の機能がいろいろある。そんなことをここで位置付けておいて、必要があると認めた場合は市長へ意見や勧告する。意見や勧告については、市長は勧告の尊重と対応、対応の報告の義務を負う。それから今ある市の既存の相談機関と十分に連携を取るということを少し機能として、このくらいは位置付けた方がよい。この他にも条例に定まっている第三者機関の役割はいろいろ出てくるが、条例で定まっているものについては当然行っていく。定数等についても5名から7名程度、法律の専門家、ジェンダーバランス、それから多様性に配慮していく、そんなことを位置付けるようにするなど組織構成も少し触れておいた方がよいのではないか。招集は会長がするだろうし、人権委員会の審議を必要とする事案は、全て人権委員会で審議をすることや、人権委員会に事務局を設置する必要もあるだろうと。それから場合によっては、相談員や調査員等も配置する必要があるのではないかと思っている。あとは会議の成立要件等であるから、書くかどうかは別にして、そのようなことも考えられる。これくらいのことは少し方向性を示していった方がよいのではないか。これだけではないので、まだまだこれに付け加えること、必要なことがあったら討議したらどうか。

(金子委員) 今の工藤委員の意見に賛成である。ただ、人権団体の認定については、人権委員会がやるのではなく、それは人権行政の担当課や場合によっては審議会でのよいのかと思う。人権委員会はあくまで個別事案の救済、被害者救済の組織とすることにして、あまりいろいろな負担を人権委員会に掛け過ぎない方がよいかと思う。

(工藤委員) 前回から議論になっていたと思う。人権団体の認定も人権委員会で行うとの発言があったから発言した。

(金子委員) 人権団体の認定をするというのは辻委員からも提案があり議論されたが、それを人権委員会が認定するかは決まっていなかったかと思う。私は基本的には人権行政の担当課レベルでの話かと思っていた。その辺も議論をここでするのか、人権団体のところですか。

(矢嶋会長) 様々な意見をいただいたのでまとめるのは難しいが、既に他都市の第三者機関と

ということで、事務局に大阪市、東京都、川崎市の一覧表を作っていただいて、それを基に意見も既にいくつか出ていたのかと思う。12のところに名称、組織、権能、規模、構成員、調査の手続的なことを書き込もうということに関しては、皆様よろしいか。その上で様々な意見が出たが、事務局として書き込むに当たって、特に確認が今必要なこととしてあれば投げ返していただきたい。

(辻委員) 工藤委員がおっしゃった市長に対する提言については、以前の審議会の会議録にも同じ記載があり全く復唱していただいたところなので、そちらを見ていただければ大丈夫かと思う。ほぼ今おっしゃっていただいたところは私たちが既にそこで議論し、コンセンサスに至っているところなので、それを見直していただければ、あとはまとめるだけかと。事務局に対する手助けとして、今、金委員がおっしゃっていた8のところ、そこを(1)、(2)、(3)の順番を変えるというのを、順番を(1)を後ろに下げると、こうした権限があり、その例が最終的にはア、イとすれば、今、おっしゃっている第三者機関の権限を明記する際の整理になるかと思った。あと一点であるが、8(1)の「ア 相談の例」というところについても以前の審議会のところで、3と4の市の責務のところの3(2)人種、民族、国籍、信条、年齢、性別に合わせた形で例を挙げていってはいかがかという話があったかと思う。その際におそらく事務局の方では、具体的にどんな例があるかと思われたので、こういう書き方になっているのかと思う。そこで、法務省人権擁護局のフロントページ、啓発活動、ヘイトスピーチを許さない、といったところでこうした例が挙げられているので、今、おっしゃったとおり、順番を変えて最後のところにこのような例があり、人権委員会がそれについて、権限を行使することになれば、事務局が、金子委員、工藤委員がおっしゃった権限を明記する際の整理になろうかと思うが、いかがか。

(金子委員) 8の並び順について違う理解をしていた。おそらく事務局としては、ここは必ずしも第三者機関の権限を書くところではなく、人権委員会を含めて市が全般的に担うべき相談・支援体制の充実の話であって、その(1)が非常に全般的で、一般的なもので(2)、(3)といくにしたがって、より個別的なものになっていくという流れになっていると理解していたので、この順番のままで構わないのではないかと私は思っていた。そこは事務局として、この順番にした意図を今一度説明いただきたい。

(事務局) 8は今、話していただいたとおり、全般的な話を記していくという位置付けで項目を設けているというところがこちらの内容である。(1)、(2)、(3)という並び方も今話していただいた意図の表記になるようにしている。

(辻委員) 私はこだわらないのだが、ただこの8の書き方だと、どこの委員会ないし第三者機関がその申立てを受け付けるのかあいまいかという気がするので、そうしたら、もう一つの12の第三者機関の辺りを、今、工藤委員がおっしゃったとおり詳細に書き込まないと8を置いた意味がなくなると思う。

(矢嶋会長) 8に関してはこのままの順番ということでよいか。それとも金委員の提案のとおり入れ替えるか。

(辻委員) あと、具体例については具体例を書き込むということでコンセンサスを得ているはずなので事務局に今、法務省人権擁護局のホームページを見て是非とも記載していただけたらと思う。例示列举という形で。

- (矢嶋会長) その点に関しては前回確認したかと思う。事務局、大丈夫だろうか。
- (事務局) 意見は賜っている。ただ、資料については前回のものをそのまま使っているのではこのままの表記となっているという状況である。
- (矢嶋会長) 今後、修文を加えていただけるということになるかと思う。では、順番に関してはこのままでよいか。中身は、文章表現は変わると思うが、よいか。事務局からそれ以外12の文章の書き方について現時点で確認しておきたいことはあるか。
- (工藤委員) 確認であるが、先ほど辻委員がおっしゃった委員会の報告書の作成義務、それについては入れておくようにしていただきたい。
- (矢嶋会長) 人数の話もあって、5名なら5名と書くべきという意見があったかと思うが、人数に関しては皆様どうするか。明記すべきかどうかも含めて。
- (工藤委員) 先ほど言ったようにこの人権施策審議会と第三者機関の人権委員会の役割が明確にされれば、私は、定数は5人くらいでよいと思う。ただ、5人と答えると5人になってしまうので、5ないし7名程度ともう少し弾力を持った方がよいかと思う。特にこだわりはない。
- (辻委員) 二つの組織の権限が今、問題になっている。その組織の権限がどれだけ負担になるかによって、人数が変わってくると思うので、今の工藤委員の意見に賛同する。
- (矢嶋会長) 5ないし7と幅を持たせて書くということでもよろしいか。先ほど辻委員の提案にあったように調査員等の配置も書いておいてなるべく負担が過重にならないようにするという事も付記しておくということでもよろしいか。
- (工藤委員) その件について、先ほどいろいろと細々と言った中に、場合によっては相談員、調査員を配置することができるということを言っておいたので、そこを尊重していただければ、私はよいと思う。
- (辻委員) 私の意見とおっしゃっていただいたが、これは他の委員が前の審議会でおっしゃったものである。
- (矢嶋会長) いずれにしても調査員は明記すると。
- (金子委員) 多分私が申し上げたことかと思うが、川崎市の人権オンブズパーソンがまさにそうだが、独自の事務局と独自の専門調査員、専門相談員を持っているので、それと同じ体制を整えるべきかと思う。そのことは明記しておくべきかと思う。
- (2) 答申(案)について(10)
- (矢嶋会長) まず11ページの表の右の答申(案)の欄の「(1)ヘイトスピーチに関する議論及び審議経過」について、ご意見がある方はお願いしたい。
- (金子委員) この点について、議論の経過を詳細に説明しており、またヒアリングの内容についても説明いただいている。他のところでは特に審議経過を記載していないが、この部分だけ審議経過を詳細に記載していることの意味、目的を教えてください。
- (辻委員) 私からも同じ質問である。
- (事務局) 先ほど説明にもあったが、ヘイトスピーチというくくりの中で皆様から賛成、反対それぞれ様々な意見をいただいていた経過があるので、この部分については委員の審議経過の項目を載せている。
- (金子委員) おっしゃるとおり確かに何年間に渡って、大変多岐に渡る意見の交換をしてきた

が、最終的には先ほど紹介いただいた二案にまとまったので、せっかくまとめていただいたのに申し訳ないが、審議経過やヒアリングの内容をあえて答申に書く必要はないかと。我々の議論の結論だけを淡々と説明すればよいのであって、そこに至るまでの審議の過程について、ここまで詳細に説明する必要はないのかと個人的に思っている。

(辻委員) 私からはこの答申の見直しの中で、前文について、目的・基本理念についてのところで、今の案について、委員の方から追記するという案が出てきているのでそちらをもって立法事実として十分可能かと思う。

(矢嶋会長) 今の点に関して、審議経過を詳細に記述する必要性の有無について、他の委員の皆様いかがか。金委員からもいらないのではないかとこの意見をいただいた。他の委員の方、いかがか。

(岩永委員) 基本的にいらないのではないかと思う。答申(案)を見た方がもっと詳しく知れば会議録を読んでいただければよいので、この経過は、いらないと思う。

(工藤委員) 私も金子委員に賛成である。もしどうしても書きたいのであれば、こういうことがあったと、このようなヒアリングがあったと、誰と誰が発言したという程度でよいと思う。あと会議録が出ているので、会議録を見ればすぐ分かる話である。詳細はそちらで見ていただくということにしたらいかがか。先ほど事務局の発言で規制に賛成、反対の意見があったが、反対はなかったと思う。慎重という意見はあったが、明確に反対という意見はなかったと記憶している。

(事務局) 反対ではなく慎重な態度、慎重な姿勢だった。この部分は訂正させていただく。答申の中で載せていくということについては皆様から意見をいただいたので、こちらの方については削除していくという対応をさせていただく。

(矢嶋会長) では、この部分は削除とする。次に14ページ「(2) 不当な差別的言動への対応について」である。これまでの審議を踏まえ、人種、民族、国籍、障害を理由とした不当な差別的言動への対応の必要性について記載した項目となっている。この項目に関して資料別紙①に確認事項が挙げられている。対応の必要性について追記するため立法事実を確認したいということだが、これまでの審議で規制の対象としてきた表現活動に該当する行為が市内で行われているなど、特に事務局から障害に関してそのような事例があったら挙げていただきたいということである。最初にこのことについて、皆様から意見はあるか。

(金子委員) 答申の中で個々に立法事実を挙げる必要があるのか。全国的にそういう状況があるということ、そういうことが相模原市にも及ぶおそれが非常に高い。特にインターネット上のものなどについてはいつ起こるか分からないという程度で、答申の中ではよいのかと、その程度の記載でよいのかと思う。個々に裁判で憲法的要請を主張する訳ではなく、この文章はそういう趣旨のものではないので、もう少し一般的な記載の仕方でよいのかと思うが、もしも挙げるというのであれば、ネット上ではいくらかでも障害者差別的な発言というのはあるし、障害者の団体、支援団体などに聞けば、それがいくらかでも出てくると思う。あえてここに具体例を列記する必要があるのかどうかという事務局の意見を伺いたい。私がなぜこのようなことを申し上げるかという、我々が提言しているところの先ほどの二案の内の二段階型の方では、先ほど事務局から疑問を呈された信条差別、年齢差別、疾病差別とかそういうものまで差別的言動として対象としている。そうすると、相模

原市において、年齢差別的な発言があるのか、疾病差別的言動があるのか、逐一立法事実を答申の中で全部挙げなければという話になるので、一般的な社会状況だけ述べておけば答申の中ではよいのではないかというのが私の意見であるが、事務局としてそれでは足りないというのが多分先ほどの確認させていただきたい事項についての背景の問題意識だと思うが、足りないか。

(辻委員) 今の金子委員の意見を補足すると、信条と言っても内心には踏み込まない。信条に基づいて何らかの外部行為を条例の規制対象にするかという話なので、人の内心にまで踏み込んで条例が何かしようとかということは当然考えていない。

(事務局) 21ページでこうしたところを規制していくという内容の中で、それでは、どのような全国的にこういうものがあるから、相模原市で条例を制定するに当たってこういうものを導入、検討していこうと考えた中で、実際にこういう状況であると、どのようなものが規制なり罰則なりの対象に具体的にになっていくところを実に説明をしていく必要があると思っている。そのような中で、実際には、本市の状況に照らした内容になっていくものと考えており、意見をいただければと思って話をさせていただいた。

(金子委員) それはよく分かるが、私は一般的な状況、特に差別解消三法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法などが成立してきた社会的状況を考えれば、相模原市においてもそのヘイトスピーチ的なものを抑制していく一般的な社会状況にあるし、障害者差別的なものを解消していく一般的な社会状況にあるのだというぐらいの立法目的というか立法の背景を書いておけば、答申レベルでは十分なのかと思う。本日、別紙で配っていただいた①の事柄については、特に個別的な立法事実を答申の中で挙げる必要はないのではないかというのが私の意見である。もし挙げるとすれば外国人差別の部分について、相模原市でもこのような活動が行われていた例があるということの一つ二つ挙げる程度で十分ではないかと考える。

(工藤委員) 私もあえて細かく全部載せる必要はないと考えている。もし、障害者で載せるとするならば、それはヘイトクライム、ここの部分かなり強調しているが、津久井やまゆり園事件である。それはヘイトスピーチを超えてヘイトクライムになってしまった。ただし、その前後については、これを肯定するインターネット上の声や「犯人は〇〇人だ」というインターネット上の書き込みがあった訳だから、そんなことを挙げてもよいのだが、特に津久井やまゆり園事件は障害関係でかなり強調されているから、もっと強調してもよいと思う。したがって、象徴的なのは津久井やまゆり園事件であるということも挙げてよいし、それと、在日コリアンへのヘイトスピーチ、審議会への外国籍委員の件で毎週行われているヘイトスピーチ、それから参議院議員選挙でのヘイトスピーチ等、いくらかでも出てくるので、挙げるとすれば挙げてもよいのだが、あえてここでそこまで細かく言う必要もないかと思う。

(辻委員) ただ今、工藤委員がおっしゃった津久井やまゆり園事件の話は、前文と目的・基本理念に書くということで審議会にて決着したと思うので、おっしゃるとおりかと思う。ヘイトスピーチで規制を行うという言葉だけが独り歩きしていて、ヘイトスピーチが問題であれば、市長が声明を出すこともあるから何も行政罰や刑事罰だけの話をしているだけではないので、その点、混線しかけているという気がしている。

(矢嶋会長) 追加で記入する必要はないのではないかとというのが皆様の意見である。特に津久

井やまゆり園事件関係でインターネット上の加害者を擁護するような発言が出てくるが、どうしても書くということであれば、そういうことであろう。大方は、このままでよいのではないかということだが、委員の皆様、よろしいか。事務局、よろしいか。

(事務局) ここでは、一般的な社会の状況から見た中でこのようなくくりの不当な差別的言動という事例を出しているという解釈でここは表記をして、実際に本市の中で作業をするに当たっては実態の調査なり、現状確認をした中での取組をしていくと。そのような形で理解をさせていただいた。

(辻委員) 例ではなくて、おそらくはそうした著しい差別的言動ないしは悪質な犯罪の扇動が起こったときに新たに違法な行為が生まれるとか、あるいは刑事上の教唆に該当する、本来、犯罪を行う意思がないにもかかわらず、そうしたヘイトスピーチを聞くことによって違法な行為を行うというような、客観的に見て明白な具体的危険性が発生する蓋然性が生じるというようなことをおそらく事務局は念頭に置いているのではないか。例として挙げると難しい。もう少し付け加えると、今、会長がおっしゃった、例えば、高齢者、障害者に対する差別の発言があった場合でも、そのような基準を、全ての場合において要素を満たす必要はない訳である。例えば、市長が声明を出す行為では、市は何かしらの刑事制裁や行政罰を科す訳でない。こうしたことをやってはいけない、言うてはいけない、と市長が言うだけであり、そのような要素は必要ない。その規制の中身次第になると思う。そのため、全部挙げるのは難しいと考える。

(矢嶋会長) この件に関しては、現状のままとさせていただく。今の確認事項以外について、いかがか。(2)についてはよろしいか。次に「(3) 声明について」、意見はないか。

(工藤委員) 声明だが、これは先ほど辻委員がおっしゃったように罰則ではないので「こんなことをしてはいけない」という首長声明等、市の態度をしっかりと、言い返すということだと思うが、ここだと差別的言動だけである。それ以外の差別、人権侵害があった場合は、市長声明は出せないのかと、ヘイトクライムもそうである。したがって、もう少し幅を広げてもよいのではないかと思う。差別的言動以外に深刻な人権侵害事案等、この件については前にもいろいろ議論をしたと思うが、それを答申の中でここは差別的言動とあるが、もう少し広げてもよいかと思う。

(矢嶋会長) より深刻な差別的事案についても書き込むという提案だが、この点に関して、他の委員はいかがか。

(金子委員) 工藤委員の意見に賛成である。声明については何ら強制力を持つものではないので、人種、民族、国籍、障害を理由とする不当な差別的言動に対してももちろんだが、もう少し広く市内で生じた様々な人権問題、この条例で定めるところの一般禁止規定に触れるような人権問題について広く声明を出せるようにしておけばよいと思うので、この条例の一般禁止規定の中身を持ってくればよいのではないかと思う。

(辻委員) 私の立場としては、第三者機関の権限をどこかにまとめて記載した方がよいと思うのだが、今だと不当な差別的言動のところに入っているが、どこかに移動する等のアイデアはあるかと二人の意見を聞いて思った。

(矢嶋会長) 今の辻委員の疑問について、いかがか。

(辻委員) 先ほど工藤委員がおっしゃったように、第三者機関の権限をこのようなところに移すというのもあり得るかと思う。不当な差別的言動には必ずしも当たらないが、極めてそ

れに近いといった場合に市長が声明を出すことができると第三者機関の権限をどこかに書いておけば、不当な差別的言動に該当しないから市長は声明を出さない、ということは解消されると思うが、いかがか。先ほど工藤委員がおっしゃった第三者機関の権限を具体的に書き込むという案に改めて賛同する。

(金子委員) 声明を出すのは市長なので、第三者機関の権限のところはこの声明そのものを持っていくよりは、やはり声明はここに残しておいて、もちろん第三者機関の権限として、この声明に関与できるということは、第三者機関の権限一覧の中には載せておくべきだが、声明のプロセスそのものはここでよいのではないかと私は思うが、辻委員、いかがか。

(辻委員) 両方に書いておけば、おっしゃるとおりかと思う。

(矢嶋会長) 第三者機関である人権委員会のところここに併記するという事で皆様よろしいか。特に異論がないので、そのようにお願いしたい。他に声明について、意見はあるか。

(事務局) 確認させていただきたいが、「10 不当な差別的言動について」という項目の中に「(3) 声明について」という項目がある。不当な差別的言動の中で特にこの4つ人種、民族、国籍、障害を理由としたとしているので、声明の項目を10の中から外に出すという意味合いか。

(矢嶋会長) 声明の項目を外に出すのではなく、このままで記載する。

(事務局) 「10 不当な差別的言動について」の中に入っており、その中の対応策の一つとして声明が掲げられているという状況である。ただ、皆様から出た意見であると不当な差別的言動に限らずということなので、不当な差別的言動の一項目として掲げているよりは、外に出すことも考えられるのかと思います。伺った。先ほど第三者機関の権能については、声明の方にも残しつつ、第三者機関の項目の権能の部分にも書きつつであると思うので、それとは別にこの項目自体をどこかに移動した方がよいのか、ということをお伺いしたいと思います。

(金子委員) 非常に広い対象への声明であるので、ここに入れ込んでおくのは、入れ物の大きさに対して中身が大きすぎるということがあり得ると思うが、どこに移せばよいのか。一般的な人権侵害事案の対処策を列記しているようなところが、先ほどの8のところしかないと思う。相談・支援体制の充実及び救済についてだが、声明を出すということが救済策に当たるのかどうかというのは疑問無しとしないが、大きな8のタイトルを変えて、声明が入るようなタイトルにしておいて、ここに声明の制度を書いておくというのは一つあるかと思う。人権侵害全般についての対処策として、ここに載せておく。ただ、我々がこの声明の存在意義を議論してきたのは、やはり差別的言動に対する対処策として、そこをメインに考えてきたので、そういうことを考えれば、場所は移さずここに置き、対象だけを広げる。差別的言動も含めて、様々な人権侵害に対して声明ができるというような書き方をしておく、その二つの選択肢かと思う。私はどちらもプラス、マイナスがあると思う。やはり場所はここに置き、我々の議論のメインになってきたのは差別的言動だが、それを含んで、より広いものに声明を出せるようにしておけばよいかと思う。

(矢嶋会長) 金子委員の意見としては、最終的に(3)のここに置いておくというのが結論ということよろしいか。他の委員の皆様若しくは事務局、いかがか。他の委員から意見が

出ないが、事務局、なお懸念はないか。

(工藤委員) 私は別にここでもよいと思う。差別的言動以外の深刻な人権侵害について声明を発するということをどこまでしっかりと記載しておくことでよいのではないか。ここは差別的言動のところだが、それ以外にも声明は出すと、態度を鮮明にしておけばよいと思う。

(矢嶋会長) 事務局よろしいか。

(事務局) 承知した。

(矢嶋会長) それでは、声明についてはよろしいか。では、次、15ページの「(4) 公の施設の利用制限について」、意見はあるか。

(金子委員) 事務局の案について、教えていただきたいのだが、16ページの上から4行目の①の中のただし書のところである。このただし書の場合に限ると限定したのは、この審議会の中でそういう意見があったのか。それとも何らかの判例等を参照して、このただし書が付いているのか。このただし書のゆえんを教えていただきたい。

(事務局) 審議会の中でいただいた意見と認識している。

(金子委員) もしかしたら私が言ったことかもしれないが、このただし書がある方がよいのか、ない方がよいのかというのは改めて各委員の意見を伺いたいと思う。場合によってはなくてもよいのかと思う。私からの問題提起である。

(矢嶋会長) 16ページ右側の5行目の後段にある「ただし」以降の文言について、このままにするのか、若しくは削除するのか。金子委員の意見としては、無しにした方がむしろよいのではということであるが、いかがか。

(工藤委員) 「ただし」以降だとすると、過去に何かあって、相模原市が制裁を科したという事実があった場合に限るとということと私は解釈するが、間違いなく予測されるということであれば、そこにこだわらず、ここは削除してもよろしいのではないかと。

(岩永委員) 括弧がなくても今、いろいろな事件が起きていて制裁を受けるまでにタイムラグがあると思うので、今、大変なことがあるときも制裁を受けるまでの間に事件が起きたら、困るのでこれはなくてもよいと思う。

(矢嶋会長) 削除の意見が複数出た。

(事務局) 金子委員がただし書以降をなくした方がよいとおっしゃった意図を教えてください。

(金子委員) あまりに限定し過ぎているかと思う。ただし書の前の部分で、差別的言動が行われることが具体的に明らかに予測されるという、既にここでかなり限定しているので、これが満たされれば十分であって、相模原市から制裁、制裁というのが何を指すか分からないが、何らかの勧告なり、命令なりを受けている、若しくは公表されたとかというようなことをここでは指しているのかもしれないが、制裁を受けている場合に限るというそこまでの事実的な要件を求めなくてもよいというのが私の趣旨である。要するに少し限定をし過ぎているのではないかということである。

(事務局) 前回の議論の際には、川崎市や東京都は二つの要件が重なった場合に利用の制限を行うという話があって、京都型であると、どちらか片方でよいということで話が進んでいたと思う。その時にどちらか片方でよいとするのであれば、ということで金子委員から、何らかの制裁を市から受けている場合には、というのを入れた方がよいのではないかとお

っしやられたと認識している。その辺はいかがか。

(金子委員) 私もそのようなことを言った記憶があるが、改めて考えてみると、限定を少々し過ぎたと思ひ直したところである。

(矢嶋会長) 削除ということでよろしいか。特に異論はなさそうなので、ただし書以降は削除ということで修文いただきたい。

(工藤委員) 今の意見はそれで終わったので、次の意見を。15ページの下から2行目、他都市(東京都、川崎市、京都府)を比較したが、具体的に検討してこれにしようとしたのは京都府型である。したがって、京都府型で検討したということをごここに記載してほしい。それから16ページの上から3行目「利用制限する場合は、次の場合が考えられる」とあるが、二つ併記になっている。「次のいずれかの場合が考えられる」と、これがこれまでの議論の経過と確認だったと思う。「いずれかの場合」と、今、市の方からもそのような発言があったので、そういうことで補強してほしいと思う。

(矢嶋会長) 今、二点指摘いただいたが、よろしいか。では、次の項目である16ページ「(5) 拡散防止措置について」、事務局から氏名公表に関する検討として、★印で記載していただいているので、最初にこれについて意見をいただきたいと思う。17ページの右側中段から少し下に★印で氏名公表に関する検討と下線を引いた箇所がある。

(金子委員) 大阪市、東京都、川崎市も禁止規定を設けていないということであるので、特に禁止規定がなくてもよいのかと思う。その事実があったということだけで拡散防止措置が取れるという作りでよいのかと。何らかの禁止規範に反したから拡散禁止措置を取ることではなくてその事実を認知したときに市として拡散防止措置が取れるという作りでよいのかと思う。

(辻委員) 金子委員に賛同する。付け加えるのであれば、大阪市も東京都も川崎市も差別を許さない、許すべきではないという規範が存在していて、その規範に対する勧告や命令を行っているということなので金子委員のおっしゃったとおりかと思う。

(矢嶋会長) 二人の委員からは禁止規定は設けなくてよいのではないかということであるが、いかがか。

(事務局) 大阪市、東京都、川崎市の拡散防止措置については、委員のおっしゃっていただいたとおり、禁止の規範はなくて拡散防止措置を講じているところである。以前の議論として、拡散防止措置を講ずることはあると思うが、氏名を公表するか否かというところが議論になったと思う。確かに大阪市は氏名公表が対象になっているが、本市の場合、拡散防止措置については、氏名公表をするとなると、今の状況では、勧告、命令を通さずに氏名公表に行く。一方、この後の(6)で出てくるが、不当な差別的言動の方は勧告、命令を通した上で氏名公表するようになっており、このバランスが取れないので、もし氏名公表するのであれば、勧告、命令をこちらの拡散防止でも入れるべきという意見があったと思う。今、この禁止規定を入れなくてもよいということであると、勧告、命令というところを多分通さないということになるので、そのバランスの関係からすると、氏名公表についてもこちらの方も行わないということになるが、それでもよろしいか。

(金子委員) おっしゃるとおりだと思う。氏名公表だと、制裁的公表の色彩が出てくるので、それは(6)の方に回して、ここはあくまでも事実、こういうことがあったと市長が表明をして、こういうことは人権侵害に当たるのだということ認定する。それだけにとどめ

ると、ここは抑えた方がよいかと考える。そのため、氏名公表はここではしないというのがよいのではないかというのが私の意見である。

(辻委員) 氏名公表した場合には、金子委員がおっしゃったとおり制裁としての公表という機能もあるし、市民に対して情報提供するという機能もやはり存在する。市民に情報を提供するというのであれば、今、おっしゃった勧告、命令という手続を取る必要はないと考えられる。そうすると、単なる事実の公表ということであれば、勧告、命令の手続はいらぬのではないかという解釈をすることも可能である。ただ、事務局としては、これは何かしら誤った氏名公表したという訴訟を提起されると少し問題だろうとおっしゃっているのかということも理解できる。これは確か前回のところで議論になったと思う。

(矢嶋会長) 今の辻委員の指摘について、事務局は懸念があるということか。もし、誤った公表をしてしまった事態を想定し、懸念があるということか。

(事務局) 今、辻委員のおっしゃるような点もあるし、以前の議論で(5) 拡散防止と(6) 言動の禁止のバランスの話もあったので、今、そのような形で提起させていただいた。

(金子委員) ここでの公表は行為者が不明な場合にも公表することになるので、たまたま行為者が誰か分かっている場合には氏名が公表されるが、分からない場合、氏名は公表されないというような事案間での差をなくすためにも、私は氏名公表を含めないというのがシステムとしても平仄が合うのかと思う。もちろん、辻委員がおっしゃったように市民に対する情報提供ということであれば、その制裁的な法的効果は減じられるのではないかというのはもちろんそのとおりだと思うが、外形的なその行為の内容そのものは、氏名が公表されて、事実上、そこに制裁的な色彩が含まれるという面は否定できないと思うので、ここは安全を取って、氏名公表は含めないことでいかがか。

(辻委員) 金子委員がおっしゃったとおり、事実の公表ということであっても、なお、市民に対する情報提供機能は果たせていると言えそうな気がする。

(矢嶋会長) では、氏名公表に関してはここに含めないということで結論付けてよろしいか。

(金委員) これは拡散防止措置に続いたところで氏名公表なのか。つい最近、市のある施設がメールをハッキングされたことでいろいろ問題になって新聞にも載った。予防策として、最高レベルの防止策を取っている。ここまで個人情報を守るかというくらい。関わる市職員は大変になってきている。それを考えると、最高レベルの措置を構えておいた方がよいのではないのかと思っている。インターネット上の拡散とか、特定できるとしたら、勧告、命令とか、氏名公表とかは必要ではないのか。あまり流れが急についていけない部分がある。

(矢嶋会長) 金委員からは入れるべきという意見だが、いかがか。

(金子委員) 勧告、命令、氏名公表はこの後の(6)のところで可能であるので、その点との兼ね合い、バランスを考えたときに、ここに氏名公表を入れてしまうとバランスが悪くなってしまわないか、というのが事務局の懸念であるし、私もそれはもっともかと思う。最高レベルの常に強い規制を全てにかけるということになると、全部に氏名公表を入れることになりかねないので、やはり順番とか段階というのをある程度分かるようにつけておくということが必要だと考える。

(金委員) 承知した。

(片岡委員) 前に氏名公表するか議論になった時があった。その際、私は拡散防止をするため

には氏名公表するしかないと話をしたことがある。その際に金子委員から氏名を安易に発表するというのは、少し忘れてしまったが、いろいろ問題が起きるのでそれは安易にするべきではないというような意見をいただいた。それで私も、氏名を公表すれば、拡散防止にすぐつながるという思いで言ったが、金子委員が説明した内容に納得して、承知した旨伝えた記憶がある。だから氏名公表は慎重にしなければいけないと私自身は思う。

(矢嶋会長) 皆様からの意見を取りまとめると、拡散防止措置については、氏名公表は含めないと結論としてよろしいか。それでは、17ページの「(6) 不当な差別的言動の禁止について」である。この項目についても確認事項が二点資料に記載されているし、この他、資料別紙の②～⑥に確認したい項目が挙げられている。最初にこれらについての意見を伺いたい。資料の18ページ「★ 拡散防止措置との整理」についてであるが、これについて意見ををお願いしたい。

(金子委員) この整理は、勧告、命令を経て氏名公表若しくはそれ以上の規制までできるのか、事実の公表しかできないのか、という違いであり、対象は一緒かもしれないが、規制の強度によって両者が違うということで、整理ができるのではないかと思う。あるいは対処するときの緊急性というか、勧告、命令を経ないでも事実が公表できるというような非常に迅速に対処できる先ほどの措置と、慎重に、しかし、強い規制ができるこちらの措置と、対象が同じであっても、そのような整理ができるのかと思う。事務局の疑問点にこれで答えになっているか。

(事務局) 同じ一つの行為が起きたときに拡散防止の措置を講じるのか、この禁止の規定に該当するとして、そちらのフローに乗っていくのか。イメージからすると、どちらかに行くかと思う。そこで最初の行為がどちらかに分かれていくというイメージでいたので、このような書き方をさせていただいた。今の話では、一つの同一の行為であったとしても、拡散防止に行くパターンもあれば、こちらの言論の禁止に該当するとして、対応していくパターンがあるということか。

(金子委員) どちらか一方でもよいし、弱い方をやった後にさらに強い方に移行するということもあり得ると思う。特に制裁ではないので、二重処罰という言葉をここで使うのが適当か分からないが、両方でも問題ないと思う。そこは市の判断に任される。若しくは、第三者委員会の判断に任されるということになるかと思う。

(辻委員) おそらくは金子委員の最後の点であるが、申立てが来て、第三者機関がその申立てに対して、どのような救済を行うかどちらでいくのかを考えるのかと思う。裁判所ではないので、第三者機関は申立人の主張に限定されるというところではないと思う。

(事務局) 今の辻委員の意見は、第三者機関が、申立てがあったときに拡散防止の方で対応するか、言動の禁止の方で勧告、命令の方に対応するか、という判断をするということであるか。

(辻委員) 申立人、被害者が拡散防止か言動の禁止のどちらかまで理解して、市にやって来ないことが多いと思うので、そうすると窓口で対応するというところになるかと思う。第三者機関は金子委員がおっしゃったとおり職権で審議を開始することも可能なので、その主張に応じて適切な救済を第三者機関が考えていくということになるかと思う。金子委員の先ほどの意見だと、Aという事件では氏名公表したが、Bという事件で氏名が分からなければ公表しないとすると、AとBで適用が違うのではないかというところは問題になる

が、事実の公表ということにして、適切な救済を第三者機関が考えるという書きぶりになれば、よろしいと思う。もちろん、ここでは他に市長の声明などもあるので第三者機関が出す救済は一つには限らず複数である。例えば教育啓発もやっていく、市長が声明を出す、など複数になる。

(矢嶋会長) この点に関しては、よろしいか。次に「★ インターネットを加えることについての検討」について、皆様から意見を伺いたい、いかがか。

(金子委員) 私もあまりよく詰めて考えていなかったのだが、先ほどの氏名公表を伴わない公表措置についてはインターネットが入っていても構わないが、こちらについては、規制措置、規制権限が及ぶ可能性があるのでインターネットは除いた方が法的には収まりがよいかと思う。他の委員の意見も伺いたい。

(矢嶋会長) 金子委員からはインターネットに関しては除いてはいかがかという意見があったが、他の委員はいかがか。

(金委員) 除くという意味はどのような意味か。

(金子委員) インターネット上の行為については、ここで言うところの勧告、命令等の措置が取れない。もちろん、そのインターネット上にその情報を拡散している人間が相模原市内に居住していて、相模原市内で行っている場合は別だが、例えばアメリカからそれをやっている、北海道からそれをやっているという場合があり得る。インターネット上の行為については対象に含めないという方が、ここに書いてある属地主義の原則から考えれば収まりがよいのかと思う。

(金委員) 属地主義の原則は、昭和29年に確認しているとあるが、70年前の出来事であり、今、インターネットは空間でもあり、場所でもあり、手段でもあり、これを阻害するという意味がピンと来ない。

(金子委員) 確かにそうである。インターネット時代には対応できていない面はある。これは諸外国でも問題になっていて、例えば、そのプロバイダがどこにあるとか、コンピュータのサーバがどこにあるとか、インターネット上の差別表現では問題になる。例えば表現を記録しているサーバ、コンピュータが海外にある場合は海外で行われているのだから、規制できないではないかという議論もある。そういう諸々の意見があって、法的にも整理というか対応しきれない部分である。そこに国の法律ならまだしも、相模原市の条例で突っ込んでよいのかということである。もちろん、それは構わないという意見もあり得ると思う。そのため、先ほど私としては、そのように考えるが、いかがか、と問いかけをさせていただいた。

(金委員) 車の運転をして、北海道の車が東京で違反しても罰金とか罰則の対象になるから、当然インターネットも対象になるかと考えたが、もちろん海外で行ったということ、若しくは日本で行って海外を通して、日本に持ってくる場合もあるかもしれない。

(辻委員) 原則、条例は市の域内に適用されるが、場合によってはその条例の適用する対象がその域外にいることも当然予想される。今、金子委員がおっしゃったようにこれは最高裁の判断ではないが、大阪地方裁判所(大阪地裁令和2年1月17日判決)は大阪市のヘイトスピーチ規制条例がその区域外に及ぶという点について支持しているので、その点を鑑みれば、域外であっても条例は適用される。相模原市以外の市民が相模原市の外から投稿をする場合、その被害者はもちろん相模原市民であることが必要になる。

(金委員) 私があまり分かっていないのだが、川崎市条例はこの部分が少し弱いと聞いた気がする。それで次に制定するときこういうところを強くするか、相模原市はこれから作るものでやはり今の時代インターネットを明記しないでおくのは停滞しているような気がする。

(辻委員) あるいは書き方として宇治市の個人情報保護条例(第63条)では、区域外にあるものに対して適用するという明文規定を置いているのでそのような書き方をして、相模原市の市民に対する何かしらの不当な差別的言動が行われたと、それに対しても適用すると一つ条文に書いておくこと、それはあり得るかと思う。

(工藤委員) 多分これは大阪市の条例だと思うが、大阪市の条例も大阪市民に対して行われる、外からのヘイトスピーチを対象にしている。それはもちろん個人が特定されれば規制の対象になるが、それはそれでよいのではないかと思う。

(金子委員) 大阪市の場合と違って、この条例の場合には、まだ分からないが、秩序罰や行政刑罰を科すとなっていて、その権限が市外の人間に及ぶのかどうか、ということである。先ほどの金委員の例で言うならば、北海道で起こった交通事故を神奈川の警察が処罰できるのかという話になる。例としてあまり適切ではないかもしれないが、そういうレベルの話である。大阪市の条例の場合には秩序罰や行政刑罰まで含んでいないが、刑罰権を行使するとなってくると、それができるのかどうかというのが法的にはかなり難しい問題になってくる。

(金委員) しかし、東京の車が北海道で違反した場合、北海道の警察は東京の車に罰則は科せられる。

(金子委員) 属地主義だから、その地域がどこかが問題になる。

(工藤委員) 法制度をしっかりと作らなければいけない。

(金委員) よろしくお願ひしたい。

(金子委員) 氏名公表にとどめるのであればあり得ると思う。この条例はまだどうなるか分からないが、秩序罰や行政刑罰を含んでいるので、そうするとインターネットまで場所的に対象に含んでしまうと大変法的には難しい問題が起こらないかと。そこに相模原市が突っ込んで行っても、大丈夫なのかどうかということになる。

(辻委員) 自動車の例は、各法律(道路交通法他、その違反や被害の内容)によるので、分かりやすい例として挙げられるかもしれないが、今の議論の中では適当ではないだろう。法益の侵害、被害が発生した場所が相模原市の場合(標的が相模原市民)で、ある行為によって何かしらのPTSD等の被害が発生したかが問題になっている。例えば、刑事罰を科していくということは刑法上の問題であり、刑法は、属地主義(場所)に限らず、属人主義(個人を対象にして適用する)を採用している。条例に域外適用の規定が存在しないにもかかわらず、域外の行為に対して条例によって罰則を適用できるかという点について、高松の裁判所が地裁と高裁(高松高裁昭和61年12月2日判決・高刑集39巻4号507頁)で異なる判断をしているので、今、金子委員がおっしゃった辺りという気はする。はっきりと決まっていないので、この辺りで落とすところを探すというのにはあり得る提案かと思う。

(金子委員) あるいは、インターネットについては氏名公表までとしてしまう。ということであれば、域外の問題についても対応できるかと思うが、それもかなり危険ではあると思

う。

(辻委員) 多分、それと比べれば、投稿された相模原市民の救済が必要になってくると思うので、第三者機関が被害者に対してどれだけ相談、手を差し伸べるか、というところを手厚く答申に記載しておいた方がよろしいかと思う。インターネット上に掲載されて、どこに行ったらよいか分からないという個人に対して、相模原市が手を差し伸べるというところに重点を置いて議論を進めておいた方が無難という気がする。

(金子委員) 私もそう思う。どこかで申し上げようと思っていたが、今、答申(案)だが、被害者救済のバリエーションが少ない。先ほど工藤委員から訴訟支援を入れるべきではないかと話があったが、相模原市が主体となって何かするということが難しい場合には、やはり本人が訴訟を起こすなり、プロバイダ責任制限法を使うなり、ということになってくると思う。そのようなことを側面から支援するような役割を市なり第三者機関が負っていくということを答申の中に明記しておいた方がよい。どうしても市では対処しきれない問題というのは他にもいろいろ出てくると思う。そのため、今、辻委員がおっしゃったように本人を側面から支援していくというメニューをもう少し書いておかなければならないかと、もう一つ別項目を起こしておく必要があるのかと思う。

(矢嶋会長) 辻委員の意見は、インターネットに関して、ここに入れないということだが、被害者救済を手厚くした上でインターネットに関しては入れないという金子委員の意見に賛同されるのか、そうでないのかという点はいかがか。

(辻委員) 私の基本路線は、相模原市民が例えば、行政罰や刑事罰を科すという選択をすれば非常に心悩むところだが、それに異議を唱えないという立場である。だから行政罰や刑事罰の点については、金子委員とは異なっている。金子委員がおっしゃったとおり、行政罰や刑事罰の存在を理由にして条例の合憲性が問題になるかもしれないから、違憲性の疑いが生じないために深入りしないというご趣旨に同調しているところである。あと、工藤委員や金子委員がおっしゃっていたが、氏名の開示請求をする際に、この投稿は条例に違反していると第三者機関が認定をすれば、被害を被ったという個人はプロバイダに対して氏名の開示請求をしやすいのではないかと。以前の審議会のあとにいろいろ考えていたところで、以前の自分の主張に新しく付け加えるところである。その点で少し前の見解と異なるととどめさせていただきたい。

(工藤委員) 金子委員に聞きたいのだが、川崎市条例ではどのような位置付けになっているのか。

(金子委員) 川崎市条例はインターネットに対してどのような位置付けになっていたのか、事務局お願いできるか。

(事務局) 川崎市の状況だが、川崎市はインターネットについては拡散防止措置だけ講じている。そちらについては、勧告や命令等の措置はなく、拡散の防止だけ措置を講じているところで、言動の禁止と拡散防止措置で、言動の禁止の方にはインターネットは入っておらず、拡散防止措置はインターネットだけを対象としていると承知している。

(金子委員) 私もその路線である。もちろん、こちらは拡散防止措置について、もう少し幅広くしようと考えているが、インターネットの他にも入る訳だが、拡散防止のところだけにインターネットがあって、勧告、命令の対象にはインターネットは含めない、というそれを川崎市方式と呼ぶのであれば、川崎市方式でよいのではないかと思う。

(工藤委員) 金子委員の方向でよいが、かなり流動的である。したがって、法律が整備される可能性も大である。ここで固定化する必要はないので、出発点は出発点として金子委員の言ったとおりにして、それから国の動向等を見て見直すというのを入れればよいのではないかと思う。

(金子委員) それは最後の見直しのところか。最後の見直しの項目があったと思う。その中に特にインターネット上の差別的言動については、国の動向を見ながら、より実効的な方策を継続して検討していくということを明記しておくとするればよいのではないか。

(矢嶋会長) 金子委員、工藤委員の意見を取り入れた形でよろしいか。あとは資料別紙の②～⑥について、意見を聞くということだが、事務局、委員の皆様、このまま続けてよろしいか。

(事務局) 本日はここまでとして、残りは次回とさせていただきたい。

(矢嶋会長) では、資料別紙の質問項目は次回ということで、本日はここまでとさせていただきたい。残りは11、13の項目である。本日の審議についてはこれで終わりさせていただきたい。本日の意見を踏まえた答申(案)の修正等、今後の進め方について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局) 本日、10の途中になるので、今回は本日の残った部分の審議をお願いしたいと思っている。

(矢嶋会長) 皆様から何か質問、意見はあるか。

(工藤委員) 本日はページ数で言うと、18ページまでか。

(矢嶋会長) 20ページの「イ 対象範囲・強度について」の前までである。他に何かあるか。なければ、これをもって令和4年度第7回相模原市人権施策審議会を閉会とする。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席